

(国際会計基準)：従業員給付 (IAS19) 改訂のポイント (1)

さる 6 月国際会計基準理事会 (IASB) から発表された従業員給付に関する IAS19 の改訂基準について、改訂基準の注目点、昨年 3 月に発表された日本基準の改訂の公開草案との相違、制度運営への影響などを、2 回にわたり考えてみる。

さる 6 月国際会計基準理事会 (IASB) は従業員給付に関する国際会計基準 19 号 (以下、IAS19 号とする) の改訂を発表した。年金制度を念頭において言えば、①年金資産・負債の評価額の変動について遅延認識の選択肢を廃止、②退職給付費用の計算・表示方法の変更、③開示項目の拡充、の三つが柱である。この 3 点を中心に、昨年 3 月に発表された日本基準の改訂公開草案との相違、制度運営への影響など 2 回にわたり説明する。

第 1 に資産・負債の計算についてみると、旧 IAS19 号では年金資産の収益率 (リターン) が期待運用収益率と異なる場合、及び割引率や死亡率など負債を計算する諸前提 (基礎率) の変更により資産・負債の評価額が増減した場合、A.従業員の平均残存勤務年数以内に徐々に認識 (遅延認識) するかその増減額 (数理計算上の差異) をその期あるいは翌期の財務諸表に全額認識 (即時認識) するか、経営者の選択に委ねていた。即時認識する場合には、B.当期純利益に計上するか、C.当期純利益に含めずにその他の包括利益に計上するか、を選択できた。

改訂基準ではこれを C.その他の包括利益に即時認識する方法だけに認めるとした。その上で、年金制度の資産・負債 (確定給付制度債務) の差額を確定給付制度純負債 (Net Defined Benefit Liability: 現行日本基準の退職給付引当金に相当) として財務状態報告書 (貸借対照表に相当) に計上する。IASB はその理由を、年金制度による財務的な影響をより忠実に表すことができるからだとした。例えば、積立不足の制度であるにもかかわらず、未認識債務があるために財務状態報告書で年金資産 (積立余剰) が計上される問題が回避できると言う。また、即時認識をすると包括利益の変動 (Volatility) が大きくなり、年度間の比較ができないという懸念には、もし変動が大きいのならその変動を忠実に財務報告に盛り込むべきだとしている。

第 2 に利益 (収益と費用) の計算において旧 IAS19 号では、勤務費用、利息費用に加えて、期初の資産評価額にポートフォリオの内容に応じた期待運用収益を費用の控除項目とし、数理計算上の差異について遅延認識を選択した場合にはさらにその遅延認識額を加え、当期純利益を計算していた。改訂基準では、期待運用収益の考え方を廃止し、負債の割引率に用いる利率 (一般には優良社債の利率) を期初の確定給付制度純負債に乗じた額を確定給付制度純利息 (純利息費用) として、営業費用または財務費用に計上することとした。期待運用収益の廃止の理由として、IASB では、期待運用収益率はその水準が適正かどうかを判断するのが難しい上、リスクの高い資産構成とすることで当期純利益がかさ上げされてしまうことを挙げている。

なお、従来、遅延認識を選択しても当期純利益 (損益計算書) に徐々に計上されていた数理計算上の差異 (改訂基準では「数理計算上の差異」ではなく、年金資産負債の評価額の「再測定」と呼ぶ) は、その他の包括利益で即時認識した次年度以降、当期純利益には含めない、とした。

ここで数値例を使って、新旧の基準を比較しておく。ある期初（X年度初め）に年金資産が700、年金の負債が1000の企業があり、旧基準に於ける割引率を2%、期待運用収益率を6%とし、X年度中に勤務費用が40発生し、年金資産のリターンが-10%だったとする。

利益をプラス、損失をマイナスで表すと、この場合旧基準では、勤務費用-40、利息費用-20、期待運用収益+42の合計-18（=-40-20+42）が損益として計上され、その上で実際の運用収益（-70）と期待運用収益（42）の差額112を翌期（X+1年度）から遅延認識できた。他方、改訂基準によれば、勤務費用-40と純利息費用-6（=（1000-700）×2%）の合計-46が当期純利益を計算する上での費用となる。さらに実際の運用収益（-70）と資産に割引率を乗じた額（14）の差-84から、税効果を考慮した額を再測定として今期のその他の包括利益（実際は損失）に計上する。例えば、法人税の実効税率が40%とすれば、-50.4（=84×（1-0.4））がその他の包括利益に計上される。また、当期純利益に計上された費用の額-46から税効果分を考慮した-27.6（=46×0.6）及びその他の包括利益に計上された再測定額-50.4は貸借対照表にも反映され、78だけ株主資本が減少する。

改訂基準の数値を旧IAS19号のそれと比較すると、①確定給付制度負債（退職給付引当金に相当）がX年度における運用の不振を反映して大きく減少している、②期待運用収益の廃止により純年金費用が増大している、のがわかる。

図表1：旧IAS19号と新基準の数値例による比較

	＜従来基準(旧IAS19号)＞		＜改訂基準＞	
	X年度初	X年度末	X年度初	X年度末
-利益(収益費用)の計算-				
勤務費用		-40	勤務費用	-40
利息費用		-20	純利息費用(確定給付制度純利息)	-6
制度資産の期待収益		42	制度資産の期待収益	NA
純年金費用		-18	純年金費用(確定給付制度費用)	-46
-資本(資産負債)の計算-				
制度資産	700	742	確定給付資産 (純利息費用の計算上の評価額)	700 (714)
制度債務	-1,000	-1,060	確定給付制度債務	-1,000 -1,060
制度純負債 (財務状態報告書計上額)	-300	-318	確定給付制度純負債 (財務状態報告書計上額)	-300 -430
繰延税金資産	0	7	繰延税金資産*1	0 52
その他の包括利益	NA	NA	その他の包括利益	0 -50
株主資本	2,000	1,989	株主資本	2,000 1,922

*1：ここでは純年金費用（-46）、確定給付資産の再測定額（-84=630-714）の合計額130に対して40%の繰り延べ税金資産が発生するとし、X年度初めには未認識債務はないとした。

（名古屋市立大学 大学院経済学研究科 臼杵 政治）